

政令第二百四十四号

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十条、第五十五条第二項第八号、第六十二条第一項第二号、第六十八条第一項、第六十九条及び第一百七十七条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「並びに」を「、第三十四条の二第二号イ及び」に改め、「及び第五号」を削り、同条第二号中「二万七千五百円」を「五万五千円から他制度掛金相当額（前号イからハまでに掲げる者ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（他制度加入者が同号イからハまでに掲げる者のうち同時に二以上の者に該当する場合にあつては、それぞれについて算定した額

の合計額)をいう。第三十四条の二第二号イ及び第三十六条第四号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に改める。

第二十七条第四号中「事項」の下に「(個人型年金加入者掛金の最低額に関する事項を含む。)」を加える。

第三十四条の二を次のように改める。

(法第六十二条第一項第二号の政令で定める者)

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であつて、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者
- 二 次のいずれかに該当する者

イ 他制度加入者(企業型年金加入者でない者に限る。)であつて、その者に係る他制度掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を

控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

ロ 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第三十六条第五号において「第二号厚生年金被保険者」という。）又は同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第三十六条第五号において「第三号厚生年金被保険者」という。）であつて、その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金加入者掛金の最低額を下回るもの

第三十五条第一号中「、第五号」を削り、同条第二号中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。
第三十六条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの 二万円（他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金を加えた額）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

五 第二号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの 二万円

（共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

第三十六条の二第一項及び第二項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条第二号の項中「二万七千五百円」を「五万五千円から他制度掛金相当額（前号イからニまでに掲げる者ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（他制度加入者が同号イからニまでに掲げる者のうち同時に二以上の者に該当する場合にあつては

、それぞれについて算定した額の合計額)をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に改め、同条第七項の表第十一条の二第二項各号列記以外の部分の項中「第二号及び次項において」を「以下」に改め、同表第三十六条第四号の項を次のように改める。

第三十六条第四号	
他制度加入者	(他制度掛金相当額)
<p>他制度加入者(存続厚生年金基金(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。)の加入員を含む。)</p> <p>(経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額)</p>	<p>制度掛金相当額</p>

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）についての第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替え後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十条第二号及び読替え後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし

、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。